

令和7年度西表島西部園地展示整備に係る資源調査等業務
仕様書

1. 業務の目的

西表石垣国立公園西表島西部園地は、西表島の北西部に位置し、西表島の玄関口の1つである上原港に隣接する園地である。西表島では、令和3年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されたことを受け、インバウンドをはじめとした来島者の増加、島内での自然体験活動の利用者の増加などが想定されており、自然環境や動植物に配慮した適正な観光管理が課題となっている。

西表島は、自然体験が可能なフィールドが北西部に集中している一方で、北西部には情報発信を行う施設等が設置されておらず、利用者が国立公園の魅力やフィールドの適正利用のためのルール・マナーについて知る機会が乏しい状況である。加えて、利用者に質の高い自然体験を提供し、その対価を保護に再投資する仕組みが不足している。

本業務は、当該園地において、国立公園の適正利用に係る普及啓発等に必要な情報(利用者及びガイド事業者等が求める情報や機能)について収集を行うとともに、展示物等による利用者への効果的な普及啓発手法について検討を行う。また、質の高い自然体験の提供に向けた利用者のニーズに関する現地調査や事例収集等を行い、民間連携事業や収益事業の導入可能性について検討を行う。これらにより、西表島の自然環境の保全と適正な利用を推進するとともに、質の高い自然体験の提供と保護への再投資の仕組みづくりにより、保護と利用の好循環を図ることを目的とする。

2. 業務の実施箇所

沖縄県八重山郡竹富町 西表島内

3. 業務履行期限

令和7年12月19日(金)まで

4. 業務の内容

(1) 展示コンテンツの収集・普及啓発手法の検討

フィールドの適切な利用推進に資する普及啓発機能の強化を図るため、展示するコンテンツの調査を行う。業務内容は、以下のとおりである。

1) 与条件の整理

当該園地の所在、周辺の状況、利用者層(特にインバウンド)、利用形態、整備に係る関係法令等について、過年度成果の確認、及び現地調査等により与条件の整理を行う。現地調査については、当該園地のガイド事業者の利用状況についても把握を行うこと。

2) 展示コンテンツの収集調査

i) 特定自然観光資源の運用に係るヒアリング

令和7年3月から島内の一部区域においてエコツーリズム推進法に基づく利用規制（特定自然観光資源）が開始されたことを踏まえ、特定自然観光資源の運用やフィールド情報について現地専門家や関係機関（竹富町、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会、（一財）西表財団、ガイド事業者、地元住民代表等、8者程度を想定）に各1回、計8回のヒアリングを実施し、ルールやマナー、運用に係る課題等、コンテンツの情報を収集すること。

ii) 西表島の利用に係るニーズ調査

展示内容の検討にあたり、過年度業務にて作成した西表島の利用ニーズに係る調査（案）について、環境省沖縄奄美自然環境事務所担当官（以下、環境省担当官という。）と協議のうえ内容の精査を行い、関係者に利用ニーズ調査を実施する。

調査対象者は竹富町観光案内人条例（令和5年9月22日付け条例第24号）に基づく観光案内人、及び西表島エコツーリズム推進全体構想に基づく海域エリアワーキンググループの構成員、調査方法は電磁的方法によるもの想定しているが、詳細は環境省担当官と協議のうえ決定すること。

なお、調査結果はとりまとめを行い、施設に必要な機能について整理を行うこと。

3) 展示コンセプト・構成の作成

過年度成果、及び本業務でのヒアリング・ニーズ調査に基づき、展示で示すべき価値や魅力の概要を示した展示コンテンツの体系（コンセプト）を作成するとともに、世界自然遺産、国立公園の魅力や適正なフィールド利用に係る情報について、伝わりやすい展示物の構成・ストーリー等について検討する。

なお、西表島内には西表野生生物保護センター（環境省施設）が整備されていること、（仮称）西表島世界遺産センター（竹富町施設）が整備予定であることを踏まえ、展示コンセプトや構成については十分な調整・整合・差別化を図ること。

4) 展示コンテンツ案の企画

上記の検討結果に基づき、利用者に伝わりやすい展示コンテンツの企画案について検討を行う。なお、企画に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、当該地が離島・沿岸地に位置することを踏まえ、維持管理や修繕・更新時の負担が最小限となるよう、材料や仕様について留意すること。

加えて、インバウンドを含む利用者への展示コンテンツの効果検証ができるよう、展示物の利用状況が確認できるシステムや、当該園地の滞在時間や利用率等について集計が可能な仕組みについてもあわせて検討を行うこと。

(2) 民間連携事業・収益事業導入に係る方針策定

当該園地では、魅力向上のために民間事業者等による収益事業等を実施することを想定している。そのため、当該園地における収益事業（ガイドデスク、物販、飲食物の提供等を想定）の実施可能性について、関係者にヒアリング等を実施したうえで方

針策定を行う。なお、方針策定に当たっては、(1)のヒアリング等の実施結果も考慮すること。業務内容は、以下のとおりである。

1) 周辺施設のヒアリング調査

周辺施設及び当該地域での事業参入の見込みがある事業者（飲食店・売店等の収益事業者 25 者程度を想定）にヒアリングを行い、各収益施設の利用状況、利用者ニーズ等についてとりまとめを行うこと。

2) 民間参入に関する先進事例調査

当該園地における民間連携事業等の導入に係る参考とするため、他地域で民間参入等で物販、飲食物の提供等を行っている先進事例の現地調査を行う。

調査対象施設は下記を想定しているが、詳細は環境省担当官と協議のうえ決定すること。

- ・ 妙高高原ビジターセンター（新潟県妙高市）
- ・ 牡鹿半島ビジターセンター（宮城県石巻市）

3) 収益事業のコンセプト作成

1)、及び2)の結果を踏まえ、当該地域における収益事業のコンセプト案を作成する。合わせて、販売する物品、必要となる設備機器、運用方法、収支想定等についても検討を行うこと。

(3) 打合せ

業務期間中に8回程度（1回当たり2時間程度）、打合せを実施する。なお、打合せはウェブ会議システム等を用いて実施することを妨げない。

5. 成果物

紙媒体：報告書2部（A4判50頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）2枚

なお、報告書及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出期限 令和7年12月26日

提出場所 環境省沖縄奄美自然環境事務所自然環境整備課

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許

諾する。

- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数が増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて以下の業務に係る資

料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

- ・令和4年度西表島フィールドハウス（仮称）基本計画策定業務
- ・令和4年度（繰越）西表島フィールドハウス（仮称）調査検討業務
- ・令和6年度西表島フィールドハウス（仮称）情報収集等業務

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、各業務における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省沖縄奄美自然環境事務所自然環境整備課（TEL：098-836-6400）

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
 - ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。